

【イギリス】2021年電気通信インフラ（借地資産）法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 上綱 秀治

* 2021年3月15日、集合住宅への立入り等の要請通知に敷地の権利者が応答しない場合に、電子通信事業者が当該敷地に立ち入って作業を行える権限を取得するための手続を規定する法律が制定された。

1 背景

オンライン・ビデオ・ストリーミングの需要が高まっていることや、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、広く利用可能で信頼性の高いデジタル接続の必要性がさらなる明らかになったことから、イギリス政府は、2025年までに国内の少なくとも85%の施設のギガビット対応ブロードバンド化を目標に掲げており、そのインフラのほとんどを民間投資によって構築する方針としている¹。しかし、集合住宅²の賃借人が機器の設置を求めても、敷地の権利者（所有者、家主等。以下「権利者」）³が電子通信事業者（以下「事業者」）からの立入要請通知に応答しないために、作業を迅速に行えない状況が発生しており、通信業界から改善が要求されていた⁴。

2 制定法の構成、適用範囲、施行期日

2021年3月15日に制定された2021年電気通信インフラ（借地資産）法⁵（以下「この法律」）は、本則全3か条及び附則10か条から成り、主に2003年通信法⁶（以下「2003年法」）の第3A附則「電子通信規約」を改正する。その構成は、第1条：賃借施設に関連する敷地の規約権（後述）、第2条：関連改正事項、第3条：範囲、施行期日及び略称、附則：関連改正事項である。

この法律は、イングランド及びウェールズ、スコットランド、北アイルランドに適用される⁷。第3条は、この法律の制定日に施行され、その他の規定は、第1条に基づく規則を定める権限を制定日以後に行使可能とするために必要な場合に限り、この法律の制定日に施行される⁸。施行日を指定し、経過規定を設定するための委任立法の制定権限を国務大臣に与える（第3条）。

3 制定法の概要

この法律の第1条は、2003年法第3A附則に第4A章（第27A条から第27I条まで全9か条）

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年9月9日である。

¹ Georgina Hutton, "Gigabit-broadband in the UK: Government targets and policy," House of Commons Library Briefing Paper, No.8392, 30 April 2021, p.3. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8392/CBP-8392.pdf>> ギガビット対応ブロードバンドとは、1ギガビット毎秒（1Gbps）以上のダウンロード速度を持つブロードバンドをいう。

² この法律では、multiple dwelling building（集合住宅建物）という用語が用いられており、独立した住居として使用されている、又は使用されることが意図されている2つ以上の施設から成る建物と定義されている。

³ この法律では、grantor（譲渡人）という用語が用いられている。

⁴ *op.cit.*(1), p.4.

⁵ Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act 2021 c.7. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/7/contents>>

⁶ Communications Act 2003 c.21. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2003/21/contents>>; 国際通信経済研究所編『英国通信法: Communications Act 2003の解説と翻訳』国際通信経済研究所, 2004.

⁷ 附則の適用範囲については、本稿では言及しない。

⁸ 第1条及び第2条は、この法律の制定日（2021年3月15日）に施行された。*op.cit.*(5), p.7.

を追加する。本節では、追加された第 4A 章について、その条ごとに説明する。

第 27A 条 (導入) : 2003 年法第 3A 附則の第 4A 章として導入する規定は、賃借施設に関連する敷地に関して、事業者が規約権 (code rights. 電子通信機器の設置、維持、敷地への立入り等に関する権限⁹) を必要とし、規約権の付与を求める事業者からの繰り返しの通知に権利者が応答しなかった場合に、事業者が電子通信サービスを提供するために当該敷地に関する規約権を行使できることを規定した合意を課す命令を裁判所が発出できるようにするものである。

第 27B 条 (命令の申請が可能な状況) : 第 27C 条及び第 27D 条は、①施設が賃貸借契約に基づいて占有されており、②その賃借人が事業者に電子通信サービスの提供を求めており、③その求めに応じて事業者が敷地に立ち入るために権利者の同意が必要であり、④当該同意を要請する通知を権利者に行ったが、⑤権利者が応答していない場合に適用される。

第 27C 条及び第 27D 条 (命令の申請前に満たすべき要件) : 第 27C 条は、事業者は、裁判所に申請を行う前に、権利者に対し、2 回の警告通知及び 1 回の最終通知を行わなければならないとする。また、通知の間隔・期間、形式、記述内容等に関する要件を規定する。第 27D 条は、最終通知後 14 日間が経過し、権利者が事業者に応答していないこと等を条件に、事業者は、要請通知で規定された規約権に関し、裁判所に命令を申請できると規定する。事業者は申請について権利者に通知しなければならず、権利者は規約権の付与について書面で同意し、若しくは拒否する場合、又は通知を確認した場合に事業者に応答する。

第 27E 条 (命令の発出要件とその効果) : 裁判所は、命令の申請要件が満たされており、権利者が命令の発出に異議を唱えていない場合に命令を発出することができる。この命令とは、事業者と権利者との間で、規約権の付与に関する合意を課すものをいい、合意の条件は、国務大臣が定める規則で規定され、敷地への立入時間の制限、保険・補償の要件、作業の容易性確保、機器の保守・アップグレード等に関する事項が含まれる。国務大臣は、規則を定める前に、事業者、敷地の所有者の代表者等と協議を行わなければならない。

第 27F 条 (規約権の行使) : 規約権は、対象施設等にサービスを提供しても権利者に追加負担がかからない場合に限り、関連施設で電子通信サービスを提供する目的で行使できる。この追加負担には、権利者の敷地の享受に悪影響を与えるもの、追加の損失、損害、費用をもたらすものを含む。

第 27G 条 (規約権の失効) : 規約権は、代替合意¹⁰が発効した場合、代替合意に関する事業者からの申請を裁判所が拒否した場合、又は命令に基づく合意の発効後、国務大臣が規則で定める 18 か月以内の期間が経過した場合には失効する。権利者は、規約権が失効した機器の撤去を事業者を求める権限を有する。

第 27H 条 (補償) : 裁判所は、権利者の申請に応じて、命令の行使により生じた損失、損害等について、権利者への補償金の支払を事業者に命じることができる。この申請は、この章の命令の発出後、いつでも行うことができ、命令には補償額、支払方法等を規定できる。

第 27I 条 (解釈) : この章で使用する用語の定義と解釈を規定する。

⁹ *op.cit.*(6), p.584.

¹⁰ 事業者と権利者が、裁判所により課された合意に代わって達した合意。Georgina Hutton, “Telecommunications Infrastructure (Leasehold Property) Act 2021,” House of Commons Library Briefing Paper, No.8707, 30 April 2021, p.13. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8707/CBP-8707.pdf>>